

飼料生産組織の規模拡大を支援します

飼料自給率向上緊急対策のうち飼料生産組織の規模拡大等支援（令和5年度補正予算）

① 飼料生産組織の規模拡大支援

対象者	要件
<p>飼料生産組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業法人 ・ 農協、公社 ・ 農業関連企業 ・ 3戸以上からなる任意団体※ <p>※地域計画等になんらかの形で位置付けられていること</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 運営強化方針の作成、地方公共団体等への事前相談 2) 飼料の生産・販売、作業受託の合計売上高5%以上増加 又は導入機械での作業拡大面積が 北海道：20ha以上 都府県：10ha以上 ※新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合 その合計売上高が農業や関連事業の売上高の5%以上を占め、かつ <u>5ha以上</u>の飼料生産収穫に係る作業を行うこと。 3) 労働投入量（労働時間）の5%以上低減 又は 労働生産性を5%以上向上

支援対象となる機械など 補助率：1/2以内

飼料の生産や稲わら収集の拡大・省力化に必要な機械の導入

作付作業～収穫・調製作業～運搬作業に必要な機械



例：播種機、飼料収穫機、集草機、ロールベラー、ラッピングマシン、ベールグリッパ、乾燥機、（無人）トラクター、飼料専用運搬車 等

※稲わらの場合は反転集草作業～収集梱包作業～運搬作業に係るもの

※（無人）トラクターは、本事業で導入する機械（アタッチメント）が、既に所有しているものでは能力又は台数が不足すると、地方農政局長等が特に認めたものに限りです。

※トラック、フォークリフト、田植え機等は補助対象外です。

※飼料専用運搬車（TMR運搬車等）は特装しているものに限定。

堆肥の運搬・散布に必要な機械



例：マニユアスプレッタ等
※堆肥運搬車は特装に限定

畔撤去、明渠・暗渠設置等に必要な機械・機器



例：カットドレン、溝堀機、サブソイラ等

ICT機器の導入

例：自動操舵、GNSSガイダンスシステム、データの蓄積・分析に必要なソフトウェア等

稲わら簡易倉庫の設置



ビニールハウス等の資材費

※地目変更を伴わないものに限りです。

